

千葉県在宅医療機関等暴力・ハラスメント相談センターの開設について

在宅医療従事者の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築するため、県内の在宅医療従事者を対象として、患者や患者の家族等からの暴力・ハラスメント等への対応に関する専用相談窓口を設置します。

1 開設日時

令和7年9月9日（火）午前9時

2 相談対象者

千葉県内の在宅医療を提供する病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーションの職員等

※当事者である職員の方からだけでなく、事業所や施設の管理者の方からも受け付けます。

3 受付時間

月曜日から金曜日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日は除く）

午前9時～午後7時

4 相談方法

（1）電話

0120-833-613

（2）メール

相談窓口問合せフォームより送信

[\(https://wcan-media.com/chiba-consultation-center1/\)](https://wcan-media.com/chiba-consultation-center1/)

（3）オンライン（Zoom）による面談：予約制

上記の電話またはメールにて相談後、オンラインでの相談日を予約

5 相談員

医療・福祉現場におけるカスタマーハラスメント対応について豊かな知識と経験を持つ者が相談に応じ、問題の解決に向けて支援します。

相談者の秘密は固く守られますので、安心してご相談いただけます。

6 相談内容

- (1) 日常業務で発生するトラブルの対処方法
- (2) 患者等からの暴力行為、迷惑行為、ハラスメント等の対応
- (3) 患者等からのクレーム対応
- (4) その他、在宅医療サービスの提供を妨げる行為について

7 法律相談について

相談内容により、法的な助言を要すると判断され、かつ相談者が希望した場合は、弁護士による法律相談におつなぎします。(要予約・オンライン (Zoom) による面談)
ただし、1つの相談事項につき、相談は1回限りとします。

8 相談費用：無料